

令和7年度

かえで広場遊具設置工事(設計・施工)

公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

池田町

令和7年度かえで広場遊具設置工事(設計・施工) 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

池田町では、「池田町交流センターかえで」周辺エリアの活用にあたり、将来像に「幅広い世代が気軽に集い 楽しみ くつろぐエリア」を掲げ、交流センターを「生涯学習推進エリア」、商業等活用エリアを「屋外イベントエリア」、かえで広場を「子ども・子育てエリア」にそれぞれ位置づけ、まちなか活性化対策の一環として取り組んでいる。

近年、PTAや各種団体等からまちなかへの遊具設置要望が寄せられていることから、池田町では今年度事業として「かえで広場」に子どもたちが楽しめるよう大型遊具を設置する。さらに将来像の「幅広い世代」という理念のもと、大型遊具以外にみんなで一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具や付き添いで訪れた保護者や高齢者も利用できる健康遊具、パーゴラ・四阿等の日除け施設も設置し、利用者が憩える空間として整備する方針である。

本実施要領は、事業実施における受注候補者の選定にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された事業提案を一定の基準で評価・選定する公募型プロポーザルを実施するための必要な事項を定めたものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 工事名

令和7年度かえで広場遊具設置工事(設計・施工)

(2) 工事箇所

長野県北安曇郡池田町大字池田 3372-1 かえで広場

(3) 内容(工事要求水準)

①「幅広い世代が気軽に集い 楽しみ くつろぐエリア」をテーマに子ども・子育てエリアに位置づけている「かえで広場」の遊具整備について、次の事項を前提にした事業者からの提案に基づきデザインビルド方式によって設計及び施工を一括に行う。

ア 周辺の公園にはない特色があり、利用者の増加が見込め、話題性や利便性の向上などに繋がる遊戯施設であること。

イ メインとなる遊具の利用対象年齢は、概ね3歳から12歳までとするが、対象年齢以外の子どもや保護者など大人も一緒になって遊べるよう工夫すること。特に大型遊具のほか、ユニバーサル遊具及び大人を対象とした健康遊具の設置も考慮すること。

ウ 遊戯施設の配色・デザインについては、親しみや愛着を持つことができ、かつ、周辺の風景と調和がとれたものとする。

エ 子どもたちが好奇心を刺激され、冒険感覚で多様な遊び(登る、滑る、潜る等)を経験できる遊戯施設であること。

オ 遊戯施設は、耐久性・耐食性の優れたものとする。

カ 遊戯施設は、維持管理(交換・修理)がしやすい材質・構造・塗装とする。

キ 遊戯施設は、炎天下での利用に配慮した材質・構造・配置とする。

ク 遊戯施設は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)若しくは「遊具の安全に関する規準(JPFA-S:2024)」((社)日本公園施設業協会)を満たす製品

であること。

- ケ 遊戯施設は、公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品であること。または、これと同等以上の補償を満たす保険の対象となる製品であること。
- コ 車道への飛び出し、他の広場利用者との接触の可能性がある場所については十分な安全対策を講じること。
- サ 工事にあたり必要となる関係法令の手続き・書類作成は、事業者が事業者の費用負担で行うこと。
- シ 日除け対策として、パーゴラ等を1～2棟設置すること。また熱中症予防のためミスト等による対策を講じることが望ましい。
- ス テーブル・ベンチは別発注のため選定不要。

②遊具選定にあたっては契約後、企画提案書をもとに、実際に遊具の展示、広場のパース案等を用いて利用者の意見聴取を行い、幅広い年代からの要望に対応する。したがって利用者の意見聴取により企画提案書で選定した遊具が変更になる場合があるのであらかじめ了承されたい。

(4) 工事概要

- ①実施設計(金入り設計書、設計図面等の成果品の提出含む) 一式
 - ②遊具設置工事一式
 - ③その他安全対策等付帯工事(遊具の案内板・熱中症予防の日除け対策) 一式
- ※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(6) 総事業費(上限額)

33,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)

3 全体スケジュール

公募及び全体スケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更となる場合がある。

区分	項目	スケジュール
技術提案書の提出者の選定 (第1次審査)	実施要領の公表 (池田町ホームページ)	令和7年5月19日(月)
	参加表明書の配布	令和7年5月19日(月)から 令和7年5月30日(金)まで
	参加表明書の受付期間	令和7年5月19日(月)から 令和7年5月30日(金)まで
	参加表明書等に関する質問書の受付期間	令和7年5月19日(月)から 令和7年5月23日(金)まで
	参加表明書等に関する質問書の回答	令和7年5月27日(火)
	書類審査	令和7年6月3日(火)
	結果通知	令和7年6月6日(金)
技術提案書の特定 (第2次審査)	企画提案書の提出期間	令和7年6月16日(月)から 令和7年7月4日(金)まで
	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年7月中旬 予定
	受注候補者選定結果の公表	令和7年7月中旬 予定
	利用者の意見聴取	令和7年8月下旬まで
	設計・施工	令和8年3月31日(火)予定
	供用開始 (予定)	令和8年4月1日(水)予定

4 参加要件

本工事のプロポーザルに参加できる者は、単体企業とし、①～⑩に掲げるすべての要件を満たしている者であって、池田町長が指定する日時までに、「令和7年度かえで広場遊具設置工事(設計・施工)公募型プロポーザル実施要領」で指定する参加表明書等を提出し、池田町長による参加資格の確認を受けた者とする。

- ① 令和7・8・9年度池田町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。(長野県に入札参加申請を提出してある場合も同等とみなす)
- ② 長野県内に本社、支店、営業所等(支店、営業所等の場合は、本社から委任を受けていること。)のいずれかを有していること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 公告日から企画提案書の提出期限日までの間に、池田町から競争入札参加資格者について指名停止の措置を受けていないこと。(参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、参加資格は取り消すものとする。)
- ⑤ 池田町暴力団排除条例(平成23年池田町条例第21号)第2条に規定に該当しないこと。

- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き中の者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
- ⑧ 令和7・8・9年度の池田町建設工事等入札参加資格者名簿の「とび・土工・コンクリート工事」又は「造園工事」に登録されている者で、公告日現在においても登録されている者であること。
- ⑨ 一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業であること。
- ⑩ 平成26年4月以降に単体企業又は共同企業体の代表構成員として、国又は地方公共団体が発注した遊具施設の設置工事において、コンサルティングや設計、構造物の製作、施工のいずれかを元請で受託し、公告日現在において当該業務が完了している実績のある者であること。

5 参加表明書の提出

(1) 受付期間 令和7年5月19日(月)から令和7年5月30日(金)まで(必着)
(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 提出書類 持参又は郵送とする。

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 会社概要書(様式第2号)
- ③ 工事实績調書(様式第3号)
- ④ 配置予定技術者調書(様式第4号)
- ⑤ 納税証明書(法人市町村民税又は市町村県民税、消費税又は地方消費税)
- ⑥ その他町長が必要と認める書類(指示があった場合に限る)

(3) 参加資格の確認

参加申請書類及び参加資格等の確認を行うものとし、参加資格を満たしている者には、企画提案書等の書類提出について令和7年6月6日付けで通知するものとする。

6 参加表明書等に関する質問書の受付及び回答

(1) 受付期間 令和7年5月19日(月)から令和7年5月23日(金)まで(必着)
(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)により、持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出すること。

(3) 回答期日 令和7年5月27日(火)

(4) 回答方法 町ホームページに掲載

7 企画提案

本プロポーザルに参加する者(以下「企画提案者」という)は、次の提出書類一式を作成して提出すること。提案数は1者につき1案に限る。

- (1)提出期間 令和7年6月16日(月)から令和7年7月4日(金)まで(必着)
(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2)提出方法 持参又は郵送とする。
- (3)提出書類
- ①企画提案書(表紙 様式第5号)
 - ②提案内容の概要図(レイアウト、完成予想イラストなど) ※A3用紙2枚以内に収めること
※整備内容全体のコンセプトやイメージが明示されていること
※実際の大きさや配置がイメージできること
 - ③製品の概略寸法、材質等のわかる図面
※想定イメージでも可とする
 - ④設計及び工事費内訳書
※設計費並びに工事費で内訳を分けること
 - ⑤計画工程表
 - ⑥実施体制調書(体制や技術力、専門性の強みや優位性、近隣市町村での実績など)
※A4用紙5枚以内に収めること
 - ⑦配置予定技術者届書(様式第4号)
 - ⑧その他評価項目に応じた提案資料(任意洋式)
- (4)提出部数
提案書 正・副本(①～⑧を綴り込み)【押印なし】 11部

8 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書を基に、次のとおり選定委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1)町担当者は提出された企画提案書類を審査し企画提案者が選定審査対象から除外されないか確認するものとし、確認でき次第、企画提案者へプレゼンテーションの日程・場所等について連絡するものとする。なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも選定を行う。
- (2)出席者(説明者)は3名以内とする。
- (3)原則として各社20分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング(質疑応答)を、順次個別に行う。
- (4)プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとする。
- (5)候補者の選定:提案審査終了後、最優秀提案(第1位)の者を受注候補者として選定するものとする。
- (6)審査基準及び配点:当町が設置する選定委員会における提案審査は、次の得点化基準及び評価基準のとおり内容を審査するものとする。評価点は、評価基準の各評価項目における配点に評価結果に設定した得点化基準率を乗じた値を各項目の点数とし、各評価項目の合計を総合評点とする。
- (7)最低基準:総合評価点数の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定(受注候補者、次点候補者)の対象としない。
- (8)応募者が1者の取扱い:最低基準点を満たす場合は、当該提案者を受注候補者とする。

【得点化基準】

評価	判断基準	得点化基準率
A	特に優れている	1.0
B	優れている	0.7
C	普通	0.5
D	やや劣る	0.3
E	劣る	0.0

【評価基準】

評価項目	評価の着目点	配点
テーマ・コンセプト	利用者の増加が見込める提案となっているか。また、大型遊具を始め、インクルーシブ遊具や健康遊具、日除け施設等の配置により「幅広い世代が気軽に集い 楽しみ くつろぐエリア」の理念を叶える提案となっているか。	50
	整備内容が、かえで広場の景観に合った魅力的な提案(形状、色調、配色等)となっているか。	30
構造・形態	色々な遊びの形態(のぞく、のぼる、くぐる、滑る、滑走・滑降、懸垂、健康への配慮等)が盛り込まれているか。	20
	複数人が同時に利用できるよう構造・配置等の工夫はされているか。	20
安全に対する配慮	設置する構造物へのからまり、引っ掛かり、落下、挟み込みなど予期せぬケガ(ハザード)への対応が適切であるか。また、遊び方や注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等が適切に配置されているか。	20
維持管理	構造物の使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れた材料を使用しているか。また、維持管理(交換・補修)がしやすい材質・構造・塗装となっているか。	20
事業実施体制に関する評価	事業の実施体制(設計、施工等)は、適切な役割や責任の分担が明確で、技術者の配置や資格が適正であり、企業の強みが活かされているか。	20
事業工程計画に関する評価	利用者の意見聴取から工事完了まで全体のスケジュールは適切で実効性のある計画であるか。また、事業全体の完了期間を短縮する工夫がされているか。	20
総事業費の評価	提案上限額の範囲内で、積極的な追加提案がされているか。	40

実績に関する評価	近隣市町村での設計・施工等の実績があり、創造性や安全性、技術力、施工後のアフターフォローについて評価できるか。	50
総合評価	提案書の内容をよく補完したプレゼンテーションとなっているか。また、積極的に取り組む意欲があるか。	10
総合評価点数 (合計)		300

(10)選定審査対象除外

次に掲げる事項に該当するときは選考対象から除外するものとする。

- ① 企画提案者が次のいずれかに該当するとき
 - ・ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき
 - ・虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
 - ・この要領に違反、又は著しい逸脱が明らかになったとき
 - ・その他不正行為が認められたとき
- ② 提案書類が次のいずれかに該当するとき
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
 - ・定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき
 - ・提案書類に虚偽の記載が明らかになったとき
 - ・「設計及び工事内訳書」に記載された総事業費が上限額を超過したとき

9 選定結果の通知・公表

(1)事業者選定

選定は、選定委員会での評価を基に、評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を受注候補者として、第2位を次点候補者とする。

審査の結果、最高点のものが同点で2者以上ある場合は、評価項目の「テーマ・コンセプト」の得点が高いものから順に受注候補者、次点候補者を決定する。

(2)選定結果の通知予定時期

選定結果については、令和7年7月中旬に通知するものとし（予定）、併せて、池田町ホームページに掲載するものとする。

10 契約相手方の決定

- (1) 「9 選定結果の通知・公表」において特定した受注候補者から見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 受注候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

11 留意事項

(1)技術者の配置

配置予定技術者届出書に記載した配置予定の監理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、町と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

(2)追加文書の提出

当町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

(3)資料等の目的外使用の禁止

町が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、当町の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

(4)費用負担

本プロポーザルの参加に関する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(5)提出された書類等の取扱い・著作権

①採択された企画提案書の著作権は、町に帰属する。

②本プロポーザルに関する公表・展示及びその他当町が必要と認める場合には、提案者の承諾を得たうえ、企画提案書並びに提案内容の概要図等を町が無償で使用できるものとする。

③提出された書類等は返却しない。

④提出された書類等は、池田町情報公開条例(平成11年池田町条例第9号)に基づく情報公開の請求により開示することがある。

(6)この要領に定めるもののほか、事業者選定に係る必要な事項については選定委員会が別に定めるものとする。

(7)本業務の実施にあたり必要な事項は、契約相手方となる事業者と協議し定めるものとする。

12 問い合わせ先(申請書等提出先)

〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6 池田町 総務課 財政係

TEL 0261-62-3131(内 130) FAX 0261-62-9404

mail : zaisei@town.ikeda.nagano.jp